

小国町告示第18号

令和8年度小国町結婚祝金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

小国町長 仁科洋



令和8年度小国町結婚祝金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町に定住の意思のある新婚世帯の婚姻に際し、結婚祝金（以下「祝金」という。）を交付することにより、結婚の促進を図り、もって地域における人口減少や少子化対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に永く住むことを前提に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本町の住民基本台帳に記載され、かつ本町を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 新婚世帯 婚姻届を受領された日から、1年以内の夫婦をいう。

(受給対象者)

第3条 祝金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請日から起算して5年以上、本町において定住の意思があること。
- (2) 婚姻日から起算して6月を経過した日以内までに、夫婦又は夫婦のいずれかが本町に住所を有し、かつ居住していること。
- (3) 過去に本祝金の交付を受けた者との婚姻でないこと。
- (4) 同一人との再婚でないこと。
- (5) 町税等を滞納していないこと。

(祝金の額)

第4条 祝金の額は、新婚世帯1組に対して10万円とする。

(交付申請)

第5条 祝金の交付を申請しようとする新婚世帯（以下「申請者」という。）は、婚姻日から起算して1年以内に、小国町結婚祝金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付するこ

とが適当であると認めるときは、小国町結婚祝金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（祝金の返還等）

第7条 町長は、祝金の交付を受けた者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、祝金の交付決定を取り消し、又は祝金の全部を返還させることができる。

- （1）虚偽又は不正の申請を行ったと認められるとき。
- （2）申請日から起算して5年以内に他の市区町村に転出したとき。
- （3）この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、祝金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、祝金の返還を免除することができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以降に婚姻した者に適用する。

年 月 日

小国町長 仁科 洋一 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

小国町結婚祝金交付申請書

小国町結婚祝金交付要綱第5条の規定により、結婚祝金の交付を申請します。

記

1. 結婚祝金申請額 金 100,000円

2. 婚姻の状況

(ふりがな) 氏 名	夫()	妻()
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
婚 姻 日	年 月 日	

3. 宣誓および同意 私たち夫婦は、小国町結婚祝金交付要綱に定める交付要件を満たし、小国町に今後5年以上定住することを宣誓します。

また、本申請事項の確認のため、町が住民登録情報、戸籍の婚姻日、税金滞納の有無等を確認することに同意します。

(自署)

夫 _____ 妻 _____

(結婚後の住所)

住所 _____

4. 祝金振込先

金融機関等	金融機関名	支店名
	預金項目	口座番号
	普通 ・ 当座	
口座名義 (フリガナ)	() *申請者名義の口座を指定してください。	

＊事務処理欄

記載内容の確認および申請者より聞き取りのうえ、チェックすること

- 婚姻日から起算して1年以内の申請である
 - 申請日から起算して5年以上、本町において定住の意思がある
 - 婚姻日から起算して6月を経過した日以内までに、夫婦又は夫婦のいずれかが本町に住所を有し、かつ居住している
 - 過去に本祝金の交付を受けた者との婚姻でない
 - 同一人との再婚でない
 - 振込先の口座名義は申請者本人である
(通帳の写し等で口座名義・口座番号等を確認すること)
 - 夫婦ともに町税等を滞納していない(税務課に確認のこと)
-
-
-

第 号
年 月 日

様

小国町長 仁科洋一 印

小国町結婚祝金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった小国町結婚祝金について、小国町結婚祝金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付するとことに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 100,000 円

2 交付の条件

- (1) 申請日から起算して5年以上、本町において定住の意思があること。
- (2) 虚偽又は不正の申請を行ったと認められるとき、及び申請日から起算して5年以内に他の市区町村に転出したときは、祝金を返還すること。